

広島県告示第百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成二十三年三月十日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年二月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

江田島大柿線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
江田島市江田島町字江南一丁目一〇三四番地 先から 江田島市江田島町字江南一丁目一七五七番一 地先まで	新	旧	一〇・三〇 一・一〇	一四・二〇	拡幅
	旧	新	七・五〇 七・五〇	三二・五〇	
江田島市大柿町大字飛渡瀬字大新開三五七番 三地先から 江田島市大柿町大字飛渡瀬字大新開三五七番 三地先まで	新	旧	一一・一〇 一一・一〇	三二・五〇	拡幅
	旧	新	七・五〇 七・五〇	三二・五〇	